

地域密着型サービス運営推進会議報告書兼議事要旨

平成18年3月14日厚生労働省令第34号第85条1項及び2項の規定に基づき、平成23年5月14日運営推進会議を開催したので、その記録を作成し、これを公表します。

平成23年5月23日

千葉県茂原市茂原1527番地5-102

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 筒井 将之

事業主体及び組織の概要

(介護保険事業所番号)

1275900213

(施設種類及び名称)

グループホーム ゆうなぎ九十九里

管理者兼ホーム長 並木 勝利

※ホーム長は当社職制

(事業主体)

〒297-0026

(本店所在地) 千葉県茂原市茂原1527番地5-102

(商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい)

(代表者) 代表取締役 筒井将之

電話0475 (22) 4607 FAX0475 (22) 4653

(所在地)

〒283-0102

千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1

電話0475 (70) 7333 FAX0475 (70) 7335

(開設年月日及びユニット数と利用定員)

平成17年10月 1日 1ユニット・利用定員9人 (一番館)

平成23年 4月 1日 1ユニット・利用定員9人 (二番館)

運営推進会議の概要

日 時：平成23年5月14日 13時30分から15時00分

会 場：当ホーム一番館のリビングダイニングにて

出席者：運営推進会議の構成

当ホーム

- | | | |
|----------|-------|------------------|
| ・代表取締役 | 筒井 将之 | (代表者) |
| ・専務取締役 | 小川 功一 | (職務分掌：介護事業部門、所長) |
| ・管 理 者 | 並木 勝利 | (ホーム長：当社職制) |
| ・計画作成担当者 | 石橋 真理 | |
| ・職 員 | 澤舘 宗宙 | (主任：当社職制) |

委 員

- | | |
|-------------|--------------|
| ・入 居 者 | 4名 |
| ・入居者の家族 | 2名 |
| ・地域住民自治組織代表 | 1名 (小関納屋区長) |
| ・地 域 住 民 | 2名 (近隣の住民) |
| ・地域包括支援センター | 1名 (センターの職員) |

(議題)

1. 行事報告 (ゆうなぎかわら版)
2. 外部評価について・・・根拠法令、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号) 第97条7項
3. 3月11日に発生した東北太平洋沖地震によって引き起こされた東日本大震災時の当ホームの行動
4. 東日本大震災後の電力需給が引き締まることを念頭にした、当社の対策
5. 増改築が完了した、当ホームの新棟、二番館について

1. 行事報告（行事等における、写真をベースに入居者の様子を掲載した、入居者ならびに家族向けの広報誌、ゆうなぎかわら版の掲載を中心に報告した）

1月号（12月の様子）

- 12月のおやつ作りはアップルケーキを作った。
- クリスマス会を行った。ご家族の方も多数参加され盛況だった。
- 例年同様、大晦日に蕎麦打ちを行った。

2月号（1月の様子）

- 初日の出を見に片貝漁港へ行った。
- 東金市家徳の円福寺に初詣をした。甘酒とみかんのもてなしをうけた。
- おせち料理を供した。
- 1月のおやつ作りはいちご大福を作った。
- 音楽講師とその生徒が慰問に訪れ、わらべ歌を歌い、手遊びをしたりして楽しい時間を過ごせた。

3月号（2月の様子）

- 節分に、恵方巻を作り、豆まきを行った。
- 白子町の五井海水浴場、中里海水浴場付近の産業道路沿いに、満開の河津桜の花見に出かけた。
- 長生郡長柄町のエアロビクスセンターに、満開の梅の花見に出かけた。この際、同センターのレストランのバイキングで昼食を取った。

4月号（3月の様子）

- 東日本大震災時の避難行動について（文章のみ）
- 山武市の小手いちご園にいちご摘みに出かけた。
- 3月に誕生日を迎える入居者2名の誕生日会の様子。
- 3月のおやつ作りは桜餅を作った。
- 増改築がほぼ完了した新棟の様子。

5月号（4月の様子）

- 東金市の八鶴湖周辺、当町の宮島池公園の散策、花見の様子。
- 回転寿司に外食に出かけた。
- 長生郡白子町のチューリップ祭りが開催された花畑に、チューリップを見に出かけた。
- 新たに入社した職員の紹介。

2. 外部評価について・・・根拠法令、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号）第97条7項

ホーム長が、本年3月に実施した自己評価、外部評価について、その結果を説明した。また、外部評価に先立ち評価機関が入居者の家族に匿名で行ったアンケートについて、その結果を説明した。

外部評価について代表者が委員に説明し、今後の外部評価のあり方、活用の考え方について説明した。

委員から、外部評価機関は毎年同じ機関であるのか否か、質問があった。代表者は、外部評価そのものの費用、評価機関の評価実績や事例等を勘案し、経済合理性と評価機関の適性を鑑みて決しており、毎年同じにはならないと回答した。

外部評価公開先のリンク) 独立行政法人福祉医療機構 通称：ワムネット
<http://www.wam.go.jp/wamappl/hyoka/003hyoka/hyokekka.nsf/aOpen?OpenAgent&JNO=1275900213&SVC=0001096&OC=01>

このリンク先における、評価確定日平成23年3月31日のところが、本会議において説明した外部評価の結果

※外部評価は、上記のワムネットの他、次のとおりに閲覧ができる。

当ホーム：閲覧、謄本の交付

九十九里町健康福祉課：閲覧のみ

3. 3月11日に発生した東北太平洋沖地震によって引き起こされた東日本大震災時の当ホームの行動

代表者が、東日本大震災の犠牲者に哀悼を表し、被災者にお見舞い申し上げると述べた。当ホームの、当日の行動を簡潔に述べた（なお、会議当日に判明していなかった記録もあわせて、この議事録に登載する）。

3月11日14時30分頃～

代表者が車で当ホームを後にし、茂原市の当社本店へ帰途に就く。

14時46分頃 発生時

当時は、介護職員3名、入居者9名が建物内に居た。そのうち、7名は、2名の職員とリビング、和室にて過ごしていた。そのうち1名は職員の介助によって入浴。そのうち1名は自室にて休んでいた。

代表者は直ちに当ホームに携帯電話で電話を入れるが、輻輳、発信規制により通話ができず。その後、16時頃まで、事務主任から携帯電話のメールによる当ホームの入居者および役職員の避難が分かるまで、携帯電話や当ホームに電話をかけ続ける。

入浴していた入居者は、入浴を直ちに中止。停電のため、非常灯が点灯する。他の8名は、リビングにて待機。

所長、ホーム長、事務主任は、九十九里町に利用者を有する介護事業者の会議に出席のため、町内のつくも学遊館にいた。会議の主催者たる九十九里町地域包括支援センターがこの時、直ちに会議の打切り、解散を決めた。

この時、所長はつくも学遊館において残ることを決めた。情報収集に努めるとともに、つくも学遊館に未だ残っていた人々の保護や支援をするべく残ることを決めた。

代表者はこのとき、長生郡長生村入山津付近の県道を走行中に地震を覚知。地震がおさまると茂原の本店に向けて走り出す。

15時頃～

会議で外出していたホーム長と事務主任が帰社する。ホーム長は直ちに避難を開始できるように決断し、戸外に出て待機することを指示。この間、余震を感

じる。

15時10分頃から30分頃～

入居者は職員の介助によって非常口（ウッドデッキに面する掃き出しの窓）、玄関から庭に出る。この際、ラジオで情報を収集する。程なくして2回目の余震で大きな揺れを感じた。ラジオによると、津波の心配があり、ホーム長は避難を決断した。全員が3台の車両に分乗、非常持出（避難の際に持ち出す物資：毛布、衛生用品、飲料、灯火）を積載し、避難を開始。この時、新棟増改築の工事で作業をしていた工事関係者から、車両分乗、積載の支援を受ける。避難先は、九十九里町制定ハザードマップに基づき、津波の際の最終避難場所である千葉県立九十九里高等学校（以下、九十九里高）とした。

ホーム長と事務主任は、つくも学遊館に所長を迎えに向かった。

15時15分頃～

代表者は茂原市の本店に到着する。

15時35分頃～

所長は、会議を主催した九十九里町地域包括支援センターの職員の車に便乗し、当ホームまで送ってもらう。

15時40分頃～

ホーム長と事務主任は、つくも学遊館に到着。しかし、既に所長の姿はなく、九十九里高に向かう。この頃、事務主任と所長の電話が通じ、所長は、九十九里高に入居者と役職員が避難している報告を受ける。

15時45分頃～

避難先である九十九里高に到着。九十九里高では、トイレを使用。

この頃、代表者は、茂原市において消防団員であるため、消防団の活動服に着替え、不測の事態に備えつつ、通常業務に従事する（書類などの決裁、来客）。代表者はこの時、完全に地震の評価を誤る。誤った評価とは、この地震による被害について、根拠やその事実の確認もなく、当地域（山武郡市、長生郡市）においては軽微、もしくは被害なしとしたことである。

15時50分頃～

ホーム長と事務主任が九十九里高に到着し、入居者、職員と合流。

この頃、所長は当ホームに到着する。既に避難を始めて当ホームには誰もいない状態であった。その後、当ホームの戸締り、ガス、電気の確認等を行い、既存の建物（一番館）、当時増改築工事中であった新棟（二番館）の内外を見て回る。

16時30分頃～

所長、九十九里高の入居者、役職員と合流した。

16時50分頃～

九十九里高におけるトイレ設備（一般的なトイレ）が、当ホームの入居者において使用できないわけではないが、一部の入居者には使用が非常に困難なものであった。また、おむつを使用する入居者のおむつの交換場所に困窮するのは明白であった。このため、当町役場の担当課において当ホームの入居者の避難に適した場所等のあつせんを依頼するため、当町役場の担当課に向かうこととした（この間、入居者と役職員は共に移動した）。

この時、所長は、不足した入居者の衣類を取りに当ホームに戻った。

17時頃～

ホーム長と事務主任が、当町役場の担当課において、当ホームの入居者の避難に適した場所等のあつせんを依頼する。

この時、ホーム長、事務主任は不足した物資を取りに当ホームに戻った。不足した物資とは、衣類、食品、薬品などであった。

17時20分頃～

当ホームの入居者が使用するに容易なトイレのある九十九里病院を、担当課があつせん。一般的なトイレの使用が困難な入居者は同院に向かい、他の入居者は、避難先でもある町立片貝小学校（以下、片貝小）に向かうことになった。

また、当ホームから衣類、物資などを取りに行った、所長、ホーム長、事務主任の3名が戻る。所長は片貝小に避難する一行に帯同、ホーム長、事務主任は九十九里病院に向かう一行に帯同した。

片貝小において、片貝小の体育館に避難すべきところ、あいにく体育館は避難をしてきた人々で混雑しており、九十九里小学校への移動を検討する。

17時40分頃～

九十九里病院において、一般的なトイレの使用が困難な入居者の排せつ介助を行う。

18時頃～

九十九里病院に向かった一行と帯同する役職員が九十九里小に向かう。九十九里小の体育館に余裕のあるスペースが確保できた。なお、九十九里小は当ホーム所在地区の本来の避難先でもあった。あわせて、片貝小に避難した一行と帯同する役職員も合流した。

18時30分頃～

代表者は、入居者および役職員一同が、九十九里小に避難を完了したことを、携帯メールで知る。

18時45分頃～

代表者は、九十九里小に向けて、茂原市の本店を出発した。

19時頃～

九十九里小は、スペースに十分な余裕があったものの、十分な暖房が施されたとはいえなかった。なぜなら、日没後急速に気温が下がり、底冷えのする夜となった。そのうえ、停電のために設備が十分に稼働できず、また配布された毛布だけでは、床の冷気を遮るには不十分であった。

19時30分頃～

代表者が九十九里小にて合流。この時点で、役職員は代表者以下8名、入居者9名の構成。

20時頃～

食糧の確保が懸念された。食事の配給がなされるということではあったが、既に当ホームの夕食時間である18時を2時間経過していた。この時点で食糧の確保に動くことにした。その任に代表者と所長が当たる。まずは、当ホームにある食糧や、不足していた毛布や布団を取りに戻ろうと、九十九里小を後にして、セブンイレブンの交差点まで車で来たところ、消防団員の規制を受ける。規制の趣旨は港の水位が津波で上昇し、海水があふれ、迫っているというものであ

った。実際にあふれて、5センチほどの高さでひたひたと迫っているのを目撃し、転回した。

転回した後、近隣の店舗を回ることにした。代表者が茂原市から九十九里小に到達するまでの間、茂原市内のスーパーやコンビニエンスストアは通常通りの営業をしていたからである。

20時40分頃

九十九里小では当局による食糧の配給がなされた。携帯電話のかかり具合が悪いものの、21時頃に九十九里小にいる職員となんとか携帯電話で通話できたので、この事実を知る。

旧成東町、旧山武町、八街市、東金市、大網白里町と回るが、どこのコンビニエンスストアも既にその棚から食品類はほとんどなくなり、しかもどこの店もその駐車場には、あふれかえらんばかりの車でいっぱいであった。

21時30分頃～

そして、大網バイパスから茂原市内に入ると、これまで回ってきた地区のお店程ではないが、棚は明らかに食品類がなくなり始めていた。駐車場に車はさほどとまっていなかった。

この頃、この日の夜勤従事者が、九十九里小体育館に出勤。

22時頃～

ある職員の家族がその職員の安否を尋ね、当ホームを経由して避難場所たる九十九里小の当ホーム入居者と職員の一団と合流する。この職員の家族の話や、近隣の人の話として、当ホーム周辺の津波が引いているとのことであった。職員が、不足した毛布やオムツおむつ等の物資を取りに戻る。

概ね同じ頃

茂原市内中心部のコンビニエンスストアに入ると、まるで何もなかったのように棚には食品がふんだんにならび、店内の客の入りも駐車場の車も、普段と変わらない。

22時30分頃～

B勤務（7時30分から16時30分）の職員が帰宅する。また、A勤務（8時45分から17時45分）の職員が帰宅せずに夜勤従事をするにとした。なぜなら、その職員の自宅の所在地が津波で浸水し、首長の避難指示を受けて

いたため、帰宅を断念した。

23時頃～

代表者と所長が九十九里小に戻る。事務主任が帰宅した。よって、これ以降、役職員は代表者以下6名、入居者9名の構成。

この頃、未だ避難してくる人々がいた。午前零時を回る頃、体育館はその収容能力のほぼいっぱいに使っているような状態になった。

～九十九里小における出来事～

おむつを使用している入居者については、職員数名によって、周囲を毛布で覆い、見えないようにして対応した。トイレの使用ができる入居者については、役職員が介助を行った。

九十九里町地域包括支援センターの職員から依頼を受け、避難している人々の中で、おむつを使用している高齢者、寝たきりの高齢者等のおむつ交換、排せつ介助を当社職員が実施する。

一部の入居者に、夜間、余震で揺れると目を覚まし、地震の揺れ等を思い出し不穏になる症状がみられた。しかし、職員が寄り添って声をかけるなどすると、眠りについた。また、往々にして、余震があつて目を覚ます入居者がしばしばみられた。

3月12日（土）7時30分頃～

この日の勤務に就く職員が九十九里小の体育館に出勤する。また、休日・休暇の職員のうち、出勤した者があつた。この日に出勤した職員は5名。朝食に、昨晚購入したおにぎりとお配給されたカンパンを朝食にする。

時刻失念

通電が再開する

10時頃～

前日から勤務する4名を帰宅させた。体育館から続々と帰宅する人が増える。この頃には、ピーク時の1割にも満たない程度の数しかいない。この頃、体育館内に九十九里小の大画面のテレビが設置され、情報を得ることが容易になる。

1 2 時頃～

昼食におにぎりが配給され、昨晚購入した食品などと併せて供した。

1 4 時頃～

大津波警報が津波注意報に切り替わる。あわせて、避難指示が避難勧告になった。

1 4 時 1 5 分頃～

当社代表者の責任において、九十九里小への避難を解除して当ホームに戻る。

1 5 時頃～

通常どおり、この時間におやつを供する。

以降、この日 1 2 日、1 3 日の 2 日間、万一に備え、代表者が当ホームに宿泊した。

この日、九十九里小で心がけたこと～

入居者となるべく会話するようにした。お菓子を買ってあったので、いつもより多く供することとした。

(総括)

大きく挙げるとすれば、問題点は次のとおりだと断ずる。その他、細かい点については社内で議論すべきである。

1. 代表者、所長たる専務の認識不足は免れず、代表者、所長の初動が著しく後れを取っている。拙速でもいいから、まずは誰よりも早く入居者に寄り添い行動すべきであった。
2. マニュアルが使い物にならなかった。避難を必要とする災害時のマニュアルはあっても、実際は役に立たず、机上の空論であった。

(今後)

1. 代表者、専務（所長）の災害時の行動を定型化する。すなわち、事象、事案の発生から終息まで、入居者のもとを離れてはならない。
2. 今回の避難は貴重な教訓となった。実践に即した強靱なマニュアルを作成する。

(震災時の当ホームの行動を代表者が述べた時の議事)

九十九里町地域包括支援センターの職員の発言：避難の長期化が予想される場合の措置は考えているか。体育館などの避難は高齢者はもとより、当ホームの場合は全員が認知症であるから困難をとまなうのではないか。震災の時、担当課の係長とも協議したが、事業者間で相互協力できないかと。事業者間の連携で、例えば、デイサービス等の場合、夜間は建物が使用されないから、一時的な避難場所としての活用はどうか。当ホームが希望すれば、その橋渡しを当センターとして積極的に実施する。

当社代表者：是非にお願いしたい。実際のところ、2日目には困窮していた。これが2日、3日と継続するようであれば、知っているグループホーム（デイサービスを併設）が長生郡にあり、そこに当ホームの入居者を（役職員と共に）頼み込もうと思っていた。

地域住民：今回の地震による津波は想像を絶する。中には、東金市の丘陵にある文化会館まで避難した人もいる。さすがに指定避難場所ではないということで、避難はできなかったが、トイレの使用はできたという。今回のような事案の場合、沿岸部の私たちは避難に窮する。

地域住民自治組織代表：今回の避難に関するアンケートに回答されたか。そのアンケートを地区内で取りまとめ、町当局に直接上申する。

当社代表者：アンケートは回答した。よろしくお願いしたい。

4. 東日本大震災後の電力需給が引き締まることを念頭にした、当社の対策

昨日（5月13日金曜日）の官房長官記者会見において、電力需要抑制目標が昨年のピーク時に比べ一律15%の抑制目標が示された（※1）。当ホームとしては、政府のこの抑制目標に進んで協力したい。については、各地の企業や学校などで実施されているグリーンプロジェクトにならい、当ホームも同様のプロジェクトを行いたい。

例えば、小学校や中学校などで取り組みが行われている、つる、つた等の植物を校舎の開口部（窓）を覆うように植え、開口部ならびに建物の壁面の直射日光を遮り、その効果は、室内外の温度差が実に7度にもなった例があり、全国的な広がりを見せている（※2）。この場合のつる、つた等の植物は、ゴーヤー、へちま、あさがお等である。

当ホームとしては、新棟が建設された場所に以前は畑を作って園芸療法等に取り組んでいたこともあるので、この際、園芸療法の一環と、電力需要抑制の社会的要請に応える、当社当ホームが取り組むエコプロジェクトとして取り組みたい。

※1 官房長官記者発表 5月13日（金）午前

概略：電力需給緊急対策本部の開催について

官房長官が本部長を務める電力需給緊急対策本部を開催。夏の電力需給対策を決定。東京電力及び、東北電力管内の本年7月から9月の需要抑制目標について、大口・小口・家庭の種別に関わらず、昨年のピークに比べ15パーセントの抑制を目標とした。

リンク先：官房長官記者発表 5月13日（金）午前

http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201105/13_a.html

※2 グリーンカーテンまたは緑のカーテン、みどりのカーテン等と呼称される、建築物の外壁、窓に植物を生育させ、建物の温度上昇を抑制し、あわせて植物の気化熱を利用して建物の温度そのものを下げようとする省エネルギー手法。

リンク先：千葉県「みどりのカーテンのページ」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kouen/toshikouen/curtain/index.html>

リンク先：読売新聞「ここまでやる！緑のカーテンで覆われた家」千葉県流山市における、市民・行政・大学の緑のカーテンの取り組み事例

<http://www.yomiuri.co.jp/national/news/20110517-OYT1T00199.htm>

5. 増改築が完了した、当ホームの新棟、二番館について

この度、3月末をもって、当ホームの新棟増築およびこれにともなう既存棟の増改築が完了した。小関地区の近隣住民のみなさまには、工事期間中のご協力に感謝申し上げ、あわせてご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

新棟は二番館と呼称し、本日、この会議を行っているリビングは一番館である。

特徴としては、全館にスプリンクラー、火災報知器、自動通報装置が設置された。火災発生時においては、火災報知機がセンサーにより作動し、自動通報装置が消防機関に当ホームが火災であることを自動で知らせる。スプリンクラーはセンサーまたは、スプリンクラーのヘッド（散水される口）のところに室内温度が72℃に達した時に自動で開放して散水される弁があり、これらの何れかでスプリンクラーを作動させる。

グループホームについては、過去、長崎県大村市、北海道札幌市において、スプリンクラー設備があれば、救われた命があったのではないかとと思われる痛ましい火災が発生している。これまで未整備であった当ホームは、今回の整備によって最低限のレベルに到達したのではないかと、そのように思っている。

次回の運営推進会議の期日

次回の運営推進会議は、8月27日（土）13時30分より開催と決め散会する。

本件のお問合せ先

グループホーム ゆうなぎ九十九里

ホーム長職務代行者 小川 功一

電話 0475-70-7333